

新旧対照表 (案)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、名古屋市立中央看護専門学校（しらゆり会）と称する。</p> <p>第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、名古屋市立中央看護専門学校（しらゆり会）と称する</p> <p>第2条 本会の事務所は、名古屋市立中央看護専門学校内に置く</p> |
| <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本会は、会員相互の親睦と看護の経済性、向上のための研究の奨励と共に、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行なう。</p> <p>(1)研究会及び講演会等の開催</p> <p>(2)(1)会員名簿の管理</p> <p>(3)(2)ホームページの運営管理</p> <p>(4)母校の発展と充実のための協力</p> <p>(5)(3)その他、目的達成に必要な事業</p> | <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本会は、会員相互の親睦と看護の経済性、向上のための研究の奨励と共に、母校の発展に寄与することを目的とする</p> <p>第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行なう</p> <p>(1)研究会及び講演会等の開催</p> <p>(2)会員名簿の管理</p> <p>(3)ホームページの運営管理</p> <p>(4)母校の発展と充実のための協力</p> <p>(5)その他、目的達成に必要な事業</p> |
| <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は、次のとおりとする</p> <p>(1)正会員は、名古屋市立中央看護専門学校卒業生とする。</p> <p>(2)特別会員は、名古屋市立中央看護専門学校の校長及び教員とする。</p> <p>特別会員は総会への出席・本会の行う行事に参加することはできる。議決権はない。会費は免除する</p> <p>第6条 本会の事務所に会員名簿を備え、次の事項を登録する。</p> <p>(1)氏名、卒業回生</p> <p>(2)現住所、勤務先及びその住所</p> <p>(3)改姓、改名</p> <p>第7条 会員は死亡時をもって、退会とする。</p> <p>本会の会員は第6条(2)(3)及び第7条が生じた時は、遅滞なくその旨を本</p> | <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は、次のとおりとする</p> <p>(1)正会員は、名古屋市立中央看護専門学校卒業生とする</p> <p>(2)特別会員は、名古屋市立中央看護専門学校の校長及び教員とする。</p> <p>特別会員は総会への出席・本会の行う行事に参加することはできる。議決権はない。会費は免除する</p> <p>第6条 本会の事務所に会員名簿を備え、次の事項を登録する</p> <p>(1)氏名、卒業回生</p> <p>(2)現住所、勤務先及びその住所</p> <p>(3)改姓、改名</p> <p>第7条 会員は死亡時をもって、退会とする</p> <p>本会の会員は第6条(2)(3)及び第7条が生じた時は、遅滞なくその旨を本</p> |

| | |
|---|---|
| <p>会に届けなければならない。用紙は別におく。</p> <p>第8条 会員は、会費を納める義務を負う。会費は終身会費とし、会費を返金しない。</p> <p>ただし、閉校にむけ令和 2-3 年度から令和 6 年度は会費の徴収をせず会員とする。</p> | <p>会に届けなければならない。用紙は別におく。</p> <p>第8条 会員は、会費を納める義務を負う。会費は終身会費とし、会費返金しない</p> <p>ただし、閉校にむけ令和 2 年度から令和 6 年度は会費の徴収をせず会員とする。</p> |
| <p>第4章 役員</p> <p>第9条 本会は、次の役員を置く。</p> <p>(1)会長 1名 (2)副会長 1 2名 (3)会計 1名 (4)会計監査 2 1名 (5)書紀 1名 (6)クラス幹事 各2名</p> <p>第10条 役員は、会員の中から選出し総会で承認を受ける。</p> <p>第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <p>(1)会長は、会務を総括し議長を兼ね、本会を代表する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。 (3)会計は、本会の会計にあたる。 (4)会計監査は、本会の会計を監査する。 (5)書紀は本会の会議において事務全般を行う。 (6)クラス幹事は、同級生相互の連絡事務及び、総会時運営に協力する。</p> <p>第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再選は妨げない。</p> <p>第13条 役員に欠員が生じた場合は、会員の中より会長がこれを任命することができる。</p> <p>ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第14条 役員は、総会をもって、任期満了とする。</p> | <p>第4章 役員</p> <p>第9条 本会は、次の役員を置く</p> <p>(1)会長 1名 (2)副会長 1名 (3)会計 1名 (4)会計監査 2名 (5)書紀 1名 (6)クラス幹事 各2名</p> <p>第10条 役員は、会員の中から選出し総会で承認を受ける</p> <p>第11条 役員の仕事は、次のとおりとする</p> <p>(1)会長は、会務を総括し議長を兼ね、本会を代表する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する (3)会計は、本会の会計にあたる (4)会計監査は、本会の会計を監査する (5)書紀は本会の会議において事務全般を行う (6)クラス幹事は、同級生相互の連絡事務及び、総会時運営に協力する</p> <p>第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再選は妨げない</p> <p>第13条 役員に欠員が生じた場合は、会員の中より会長がこれを任命することができる</p> <p>ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする</p> <p>第14条 役員は、総会をもって、任期満了とする</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第5章 会議</p> <p>第15条 会議は、総会（臨時総会を含む）、役員会とする。会長がこれを招集する。</p> <p>第16条 会議について総会（臨時総会を含む）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)総会は、31年に1回開催する。</p> <p>(2)臨時総会は、役員会が必要と認めたときいつでも招集することができる。</p> <p>(3)総会の議決は、原則として出席会員の2分の1以上の同意をもって決定するものとする。</p> <p>第17条 役員会は、第9条の役員をもって構成し、第4条に定める事業、その他必要な事項について審議する。</p> <p>第18条 総会で議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)事業報告ならびに会計報告</p> <p>(2)会則の改正</p> <p>(3)役員の変更</p> <p>(4)重要議案の審議</p> <p>(5)その他会則に定める事項及び会長が認めた事項</p> | <p>第5章 会議</p> <p>第15条 会議は、総会（臨時総会を含む）、役員会とする。会長がこれを招集する</p> <p>第16条 会議について</p> <p>(1)総会は、3年に1回開催する</p> <p>(2)臨時総会は、役員会が必要と認めたときいつでも招集することができる</p> <p>(3)総会の議決は、原則として出席会員の2分の1以上の同意をもって決定するものとする</p> <p>第17条 役員会は、第9条の役員をもって構成し、第4条に定める事業、その他必要な事項について審議する</p> <p>第18条 総会で議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)事業報告ならびに会計報告</p> <p>(2)会則の改正</p> <p>(3)役員の変更</p> <p>(4)重要議案の審議</p> <p>(5)その他会則に定める事項及び会長が認めた事項</p> |
| <p>第6章 会計</p> <p>第19条 本会の運営に必要な経費は、入会金及び寄付金又は補助金、その他の収入を持ってこれに充てる。</p> <p>第20条 本会の会員は、入会と同時に会費2,000円を納入するものとする。</p> <p>第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。</p> | <p>第6章 会計</p> <p>第19条 本会の運営に必要な経費は、入会金及び寄付金又は補助金、その他の収入を持ってこれに充てる</p> <p>第20条 本会の会員は、入会と同時に会費2,000円を納入するものとする</p> <p>第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする</p> |
| <p>第7章 雑則</p> <p>第22条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別定める。</p> | |

附 則

この会則は、昭和 56 年 11 月 15 日より施行する。

この会則は、平成 26 年 6 月 21 日改正する。

この会則は、令和 5 年 11 月 12 日改正する。

この会則は、令和 7 年 7 月〇日改正する。

附 則

この会則は、昭和 56 年 11 月 15 日より施行する。

この会則は、平成 26 年 6 月 21 日改正する

この会則は、令和 5 年 11 月 12 日改正する